

千葉県若葉区選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり在外選挙における期日前投票所を指定した。

令和4年6月22日

千葉県若葉区選挙管理委員会委員長 小川 孝男

指定した期日前投票所 千葉県若葉区役所 2階 講堂